

罪刑法定主義(⇔罪刑専断主義)

ローマの信徒への手紙 7 : 7

では、どういうことになるのか。律法は罪であろうか。決してそうではない。

しかし、律法によらなければ、わたしは罪を知らなかったでしょう。たとえば、律法が「むさぼるな」と言わなかったら、わたしはむさぼりを知らなかったでしょう。

罪刑法定主義とは、ラテン語による標語"Nulla poena sine lege" (法律なければ刑罰なし) として知られ、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容及びそれに対して科される刑罰を、予め明確に規定しておかなければならないとする、近代刑法上の基本原則である。これに対し、罪刑を法執行者の専断に委ねる考え方を「罪刑専断主義」という。

ドイツの刑法学者で近代刑法学の父とよばれるフオイエルバッハ Feuerbach は、この原則を「法律がなければ犯罪はなく、刑罰もない」Nullum crimen, nulla poena sine lege (ラテン語) という標語により表現している。

この罪刑法定主義の原則は、沿革的には、1215年のイギリスにおけるマグナ・カルタ (第 39 条) に由来する。この原則は、新大陸アメリカにも渡り、フィラデルフィア宣言 (1774) 等に盛り込まれ、アメリカ合衆国憲法にも「何人も、法律の適正な手続によらなければ、生命、自由、または財産を奪われない」と規定された。

日本では、フランスのナポレオン刑法典を範とする旧刑法 (1880) において「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖(いえど)モ之(これ)ヲ罰スルコトヲ得ス」と規定して、罪刑法定主義を採用、明治憲法もこの原則が採用された。もちろん、現行刑法 (1907) や戦後の日本国憲法には、この原則は、当然の前提とされている。

【参考】 マグナ・カルタまたは大憲章※(ラテン語:Magna Carta) 第 39 条

Nullus liber homo capiatur, vel imprisonetur, aut disseisiatur, aut utlagetur, aut exuletur, aut aliquo modo destruatur, nec super eum ibimus, nec super eum mittemus, nisi per legale iudicium parium suorum vel per legem terre.

いずれの自由人も、同輩 (どうはい: 地位・年齢・身分などが同位の人) による適法の審判又は国法によるのでなければ、逮捕、収監、押収、追放他一切の侵害を受けることはなく、我々は、それを及ぼすこともない。

※イギリス (連合王国) の不成典憲法を構成する法律の一つであり、イングランド王国においてジョン王 (在位: 1199 年 4 月~1216 年 10 月) の時代に制定された憲章

【参考】 道德律・礼典律等

聖書の中で、本来は、神の御品性の写しとされる「律法」(→律法を守ることによって神の御品性を反映する) には、①神の律法「十戒」: 十戒によって、道德律は要約されている (出エジプト 20 : 1~17)、②幕屋の奉仕を中心とした宗教儀式に関する律法 (→礼典律)、③ユダヤ人の社会的生活に関する律法、の三つがあります。

① **十戒** 神のご品性に基づいた人間の行動基準で、その性質上永遠に不変のもの。

② **礼典律** 礼典律は聖所の儀式に関する規則で、キリストの十字架で、礼典律は成就され、幕が裂けたことで終わりを告げた。

③ **ユダヤ人の社会的生活に関する律法** 十戒の適用を教えたもので、時代の変化に応じて、適用方法が変化する。